

八王子市デジタル地域通貨事業 利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、八王子市の発行するデジタル地域通貨を保有する利用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「デジタル地域通貨サービス」とは、八王子市が本規約に基づき提供する一切のサービスをいう。サービスの提供に必要な事務手続については、八王子市が委託する事業者（八王子市デジタル地域通貨事務局）が行う。
- (2)「利用者」とは、本規約を承諾の上、八王子市デジタル地域通貨アプリを利用する者をいう。
- (3)「アカウント」とは、デジタル地域通貨サービスで利用者を判別する情報をいう。
- (4)「デジタル地域通貨」とは、八王子市が電磁的記録として発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段をいう。）のうち、本事業が電子デジタル地域通貨として発行するものをいう。
- (5)「ポイント」とは、デジタル地域通貨内で1ポイント1円で利用できる単位のことをいう。
- (6)「チャージ」とは、現金、その他決済手段を用いて利用者がデジタル地域通貨に入金する行為をいう。
- (7)「加盟店」とは、八王子市デジタル地域通貨事業加盟店規約に基づき、加盟店の申込みを行い、八王子市が承認した店舗（事業所）等をいう。
- (8)「二次元コード」とは、横縦の両方向に情報を保有するバーコードのことをいう。
- (9)「アプリケーション」とは、利用者がデジタル地域通貨を利用するために設計したソフトウェアをいう。
- (10)「事業ホームページ」とは、八王子市デジタル地域通貨に関する情報を掲載するウェブサイトをいう。
- (11)「個人情報」とは、利用者から提供を受けた電話番号、メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報のことをいう。

(適用範囲)

第3条 利用者は、本規約の内容に同意の上、アカウントを取得し、デジタル地域通貨を利用するものとする。

2 アプリケーションは、日本の通信キャリア及び Wi-Fi が利用できる端末でのみ利用できるものとする。

(デジタル地域通貨の発行)

第4条 利用者は、八王子市が指定する方法でデジタル地域通貨にポイントをチャージすることができる。

- 2 デジタル地域通貨アプリ内で利用できる全てのポイントの利用期限は、令和6年2月29日とする。利用期限の過ぎたポイントはその効力を失い、八王子市はその責任を一切負わないものとする。
- 3 令和5年度における1アカウントあたりのチャージ上限は30,000円とし、1,000円単位でチャージするものとする。
- 4 チャージしたポイントは、アカウント残高に記録（発行）されるものとする。
- 5 デジタル地域通貨のポイントには利息はつかないものとする。

（デジタル地域通貨の利用）

第5条 デジタル地域通貨は、利用者と加盟店との間における取引でのみ決済手段として利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する取引には利用できない。

- (1) 出資や債務の支払い
- (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に関わる支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものとの取引
- (7) 各加盟店が利用を不可としたもの
- (8) その他、取扱いが不相当と八王子市が認めるもの

2 デジタル地域通貨を用いて商品を購入する場合、次のとおり決済を行うものとする。

- (1) 利用者がアプリケーションから加盟店の二次元コードを読み取る
- (2) 加盟店の専用アプリケーションから利用者の二次元コードを読み取る

3 利用者がデジタル地域通貨で支払った際に、その支払金額が残高の範囲内である場合は、デジタル地域通貨の残高から当該支払額を減少させるものとする。

4 前項に規定する残高の減少をもって、利用者による加盟店での商品の支払が完了したものとす。

5 八王子市は、利用者と加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる責任も負わないものとする。

6 利用者と加盟店との取引後、債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合は、八王子市はデジタル地域通貨の返還等を一切行わず、利用者と加盟店との間で解決するものとする。

（デジタル地域通貨の払戻及び取消等）

第6条 デジタル地域通貨の現金等への払戻又は換金できないものとする。

2 利用者は法令に基づき売買契約の取消又は解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったデジタル地域通貨の利用取引を取消又は解除を求めることができないものとする。

3 利用者が加盟店から返金を受ける必要が生じた場合は、加盟店の責任において対応を行うものとする。

(利用者の登録及び削除)

第7条 利用者は、デジタル地域通貨サービスを利用する場合に、次の情報を登録するものとする。

- (1) メールアドレス
- (2) 携帯電話番号
- (3) パスワード
- (4) うまれ年
- (5) 性別
- (6) 郵便番号

2 利用者は、すべて真正かつ正確な情報を登録するものとする。

3 利用者は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに登録情報を修正するものとする。

4 利用者が未成年者である場合は、法定代理人の同意を得た上でデジタル地域通貨を利用するものとする。

5 利用者は、アカウントを第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできない。

6 利用者が登録したアカウント情報は、令和5年度におけるデジタル地域通貨サービス終了後も存続するものとする。

7 利用者は、八王子市所定の手続によりアカウントを削除することができる。

8 利用者がアカウントを削除した場合、そのアカウントに関する情報(デジタル地域通貨の残高、利用履歴等)は、すべて消滅し、八王子市は利用者へ残高の返金はしないものとする。

9 利用者が誤ってアカウントを削除した場合、デジタル地域通貨サービスに関する情報の復旧はできないものとする。

(利用者の責任)

第8条 利用者は、アカウント及びパスワードを自らの責任で管理するものとする。

2 利用者は、八王子市所定の方法によりパスワードの設定、変更及び再設定を行うことができる。

3 利用者は、チャージ及び利用等のデジタル地域通貨サービスに係る行為及び結果について、一切の責任を負うものとする。

4 利用者が登録した情報の誤り等により、八王子市から発信又は発送物が届かない場合、八王子市はその責任を負わないものとする。

5 デジタル地域通貨サービスの利用に伴い、八王子市が直接的又は間接的に何らかの損害(弁護士費用を含む。)を被った場合、当該サービスの利用者は、八王子市の請求に従って、直ちにこれを補償しなければならない。

(利用者の禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) アカウントの不正使用又は不正な方法(複製、偽造等)で取得されたデジタル地域通貨であることを知りながら利用する行為

(2) 本事業の目的以外でアカウントを保有又は利用する行為

- (3) 詐欺等の犯罪の恐れがある行為
- (4) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (6) 八王子市又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権
その他法令上若しくは契約上の権利を侵害する行為
- (7) 八王子市又は第三者へのなりすまし行為若しくは意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (8) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (9) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (10) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を不正に収集、開示又は提供する行為
- (11) 八王子市のサーバ又はネットワークシステムに対し、不正な手段等を用いて運用に支障を
与える、又はサービスを意図的に操作する行為
- (12) 八王子市のシステムの不具合を意図的に利用する行為
- (13) 八王子市による事業の運営又は他の利用者によるデジタル地域通貨の利用を妨害若しくは
支障を与える行為
- (14) 前各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (15) その他、八王子市が不相当と判断した行為

(サービスに関する問い合わせ)

第 10 条 利用者は、地域通貨サービスに関する問い合わせについて、専用コールセンター、アプリケーション内の問い合わせ機能又は八王子市が指定する方法により行うものとする。

(利用者の費用負担)

第 11 条 利用者は、以下の費用を負担するものとする。

- (1) アプリケーションを利用するための端末等の取得及び利用に関する費用
- (2) デジタル地域通貨を利用するための通信費
- (3) その他、デジタル地域通貨を利用するための費用

(個人情報の取扱い)

第 12 条 八王子市は、デジタル地域通貨サービスにあたり収集した利用者の個人情報は、以下の目的に限って利用するものとする。

- (1) デジタル地域通貨の運営及びサービス提供
- (2) 不当な取引等の検知、予防又は不当な取引等が行われた場合の対策
- (3) 電子メール等による情報発信
- (4) 利用者からの問い合わせ等に対する対応
- (5) その他本サービスの運営に必要な事項

2 利用者は、デジタル地域通貨サービスの運営に必要な情報を八王子市が使用することについて同意するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 利用者は、現在、以下のいずれにも該当しないものであり、かつ、将来にわたっても該当しないものでなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員又は暴力団関係企業
- (4) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
- (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含む）を有する者
- (7) その他前各号に準じる者

2 八王子市は、利用者が前項に定める事項のいずれかに違反する又はその疑いがあると判明した場合、何らの催告を要することなく必要な措置を講じることができる。

3 八王子市は、前項の規定により措置を講じた場合、当該措置によって利用者に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わない。

（措置の実施）

第 14 条 八王子市は、利用者がデジタル地域通貨サービスの利用にあたって適用される要綱、規約等（本規約を含む。）に違反又はそのおそれがあると判断した場合、利用者に通知することなくアカウントの利用の停止、削除又はデジタル地域通貨の失効等の措置を講じることができる。

2 八王子市は、他の利用者その他のいかなる第三者に対しても、利用者の違反を防止又は是正する義務を負わないものとする。

（サービスの中止・中断等）

第 15 条 八王子市は、システム保守、通信回線、通信手段若しくはコンピュータの障害等が原因でシステムの中止又は中断の必要がある場合は、利用者へ事前に通知することなく、デジタル地域通貨サービスの全部又は一部の中止若しくは中断をすることができる。

2 前項の対応により利用者に損害が生じた場合、八王子市はその責任を負わないものとする。

3 八王子市は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他やむを得ない事情により、デジタル地域通貨サービスに関する業務の全部又は一部終了することがある。ただし、その場合、八王子市は事業ホームページ等において利用者へ事前周知することとする。

（八王子市の免責）

第 16 条 八王子市は、以下の損害に対し、責任を負わないものとする。

- (1) 天災等不可抗力によって生じた損害
- (2) 利用者がその責めに帰すべき事由によって引き起こした損害
- (3) 利用者と加盟店の間で発生した紛争
- (4) 前各号に掲げるもののほか、八王子市の責めに帰さない事由によって生じた損害

（本規約の変更・廃止）

第 17 条 八王子市は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定に基づき、経済情勢の変化、法令の改廃その他の事情により、本規約を変更又は廃止できるものとする。

2 本規約を変更又は廃止したときは、利用者へ告知するものとする。

3 本規約の変更後、利用者がデジタル地域通貨を利用した場合には、利用者は本契約の変更に同意したのとする。

（準拠法）

第 18 条 本規約は、日本語を正文とし、日本国の法令に準拠し、解釈されるものとする。

（管轄）

第 19 条 デジタル地域通貨サービスに起因又は関連して利用者と八王子市との間に生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は、令和 5 年 9 月 1 4 日から施行する。